

平成29年(ヨ)第651号 原発運転差止め命令申立事件

決 定

債 権 者	水 戸 喜 世 子
同代理人弁護士	井 戸 謙 一
同	河 合 弘 之
同	海 渡 雄 一
同	甫 守 樹 一
同	大 河 陽 子

5

10

大阪市北区中之島3丁目6番16号

債 務 者	関 西 電 力 株 式 会 社
同代表者代表取締役	岩 根 茂 樹
債務者代理人弁護士	小 原 正 敏
同	田 中 宏
同	西 出 幸
同	神 原 浩
同	原 井 介
同	森 辰 拓
同	辰 田 也
同	烟 井 淳
同	坂 井 史
同	谷 井 介
同	中 室 太 郎

15

20

主 文

25

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立て費用は債権者の負担とする。

## 理 由

### 第1 申立ての趣旨

1 債務者は、福井県大飯郡高浜町田ノ浦1において、高浜発電所3号機及び4号機を、自衛隊法82条の3第1項又は第3項による破壊措置命令が失効するまで、運転してはならない。

2 申立費用は債務者の負担とする。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の要旨

本件は、債権者が、原子力発電所である高浜発電所3号機及び4号機（以下併せて「本件原発」という。）を設置している債務者に対し、本件原発が北朝鮮より弾道ミサイル（以下「ミサイル」という。）で攻撃された場合には、放射性物質が大量に放出されて債権者的人格権（債権者の生命、身体、健康及び平穏生活権）が侵害されると主張して、人格権に基づく妨害予防請求として、稼働中の本件原発の運転を仮に差し止めることを命じる仮処分命令を求める事案である。

2 前提事実（争いがある事実は各項記載の疎明資料等により認定し、疎明資料等を記載しない事実は当事者間に争いがない。）

##### (1) 当事者

ア 債権者は、大阪府高槻市に居住する者である。債権者の住所地と本件原発との距離は、約76kmである（甲104）。

イ 債務者は、電気事業等を営む株式会社で、主として大阪府、京都府、兵庫県（一部を除く。）、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県の一部、岐阜県の一部及び福井県の一部への電気の供給を行っており、本件原発を設置している。

##### (2) 本件原発の概要

ア 本件原発は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一

原発」という。) 事故を受けて改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)及び発電用原子炉等に関する新たな規制基準(以下「新規制基準」という。)に適合するとして、平成27年2月12日、原子力規制委員会から原子炉設置変更許可を得た。

イ 本件原発は、福井県大飯郡高浜町田ノ浦1に所在し、その敷地は、福井県大飯郡高浜町西部の音海半島根元部に位置し、東側は高浜湾に、西側は内浦湾に面し、南北は山に囲まれており、敷地面積は約235万m<sup>2</sup>である。本件原発と北朝鮮との距離は、約1000～1300kmである(甲119)。

### (3) 本件原発における発電の仕組み

本件原発は、いずれも加圧水型であり、その仕組みは、次のとおり、核分裂反応により発生する熱エネルギーによって蒸気を発生させ、この蒸気でタービンを回転させて発電を行うものである(審尋の全趣旨)。

- ① 原子炉において、燃料のウラン235等を核分裂させて熱エネルギーを発生させる。
- ② 一次冷却設備を流れる高圧の一次冷却材(軽水が用いられる)に、原子炉内で熱エネルギーを伝えて高温水とする。
- ③ 高温水となった一次冷却材を蒸気発生器に導く。
- ④ 蒸気発生器において、高温水の持つ熱エネルギーを、二次冷却設備を流れている二次冷却材に伝えて蒸気を発生させる。
- ⑤ 二次冷却材から発生した蒸気をタービンに送って発電する。

### (4) 本件原発の設備等

本件原発の主たる設備としては、一次冷却設備(原子炉、蒸気発生器、一次冷却材管等)、二次冷却設備、電気施設、工学的安全施設、使用済燃料ピットがある(審尋の全趣旨)。

## ア 一次冷却設備

(ア) 原子炉は、原子炉容器、燃料集合体、制御材、一次冷却材等から構成されており、核分裂連鎖反応を制御しながら、安定的に持続させ、それにより発生する熱エネルギーを取り出す設備である。

原子炉容器は、上部と底部が半球状の縦置き円筒型の容器であり、その内部は一次冷却材で満たされており、また、燃料集合体と制御棒等が配置されている。燃料集合体は、燃料棒が束ねられたものであり、燃料棒と燃料棒との間には中空の制御棒挿入経路（制御棒案内シンプル）が設置されている。通常運転時には、制御棒は燃料集合体からほぼ全部が引き抜かれた状態で保持されているが、緊急時には、制御棒を自重で燃料集合体に落下させることで、核分裂連鎖反応を制御し、原子炉を自動で停止させる仕組みになっている。

(イ) 一次冷却材管は、一次冷却材（軽水）が流れるステンレス鋼製配管であり、原子炉容器、蒸気発生器、加圧器（一次冷却材の圧力を一定に制御するための装置）及び一次冷却材ポンプ（一次冷却材を循環させるための設備）と接続され、回路を形成している。

(ウ) 蒸気発生器は、一次冷却材の熱エネルギーを二次冷却材に伝えるための熱交換器である。蒸気発生器の内部では、伝熱管を流れている高温水となった一次冷却材が、伝熱管の外側を満たしている二次冷却材に熱エネルギーを伝えることで、二次冷却材が蒸気となり、タービンへと導かれる。

## イ 二次冷却設備

二次冷却設備は、タービン、復水器、主給水ポンプ、これらを接続する配管等（主蒸気管等）から構成される。

二次冷却設備では、蒸気発生器で発生した蒸気がタービンに導かれ、この蒸気が、タービンを回転させて発電する。タービンを回転させた蒸気は、

復水器において、海水で冷却されて水に戻り、主給水ポンプ等で再び蒸気発生器に送られる。蒸気から熱を伝えられた海水は、放水口から海に放出される。

#### ウ 電気施設

電気施設には、常用電源設備として発電機と外部電源があり、非常用電源設備として非常用ディーゼル発電機がある。

発電機は、タービンの回転エネルギーにより電気を発生させる設備であり、発生した電気は、本件原発の外部に送電されるほか、本件原発の内部の各設備にも供給される。外部電源は、発電機が停止している場合に、送電線を通じて本件原発の外部から供給を受ける電源である。

非常用ディーゼル発電機は、発電機が停止しつつ外部電源を喪失した場合に、原子炉を安全に停止するために必要な電力や、工学的安全施設を作動させるための電力を供給する。

#### エ 工学的安全施設

工学的安全施設には、非常用炉心冷却設備 (Emergency Core Cooling System。以下「ECCS」という。)，原子炉格納施設、原子炉格納容器スプレイ設備等がある。

(ア) ECCSは、原子炉容器内部の状況に応じて、それぞれの系統（蓄圧注入系、高圧注入系、低圧注入系）を用いて、ほう酸水を注入して、原子炉を冷却させるための設備である。一次冷却材管の破断等により一次冷却材の喪失 (Loss of Coolant Accident。以下「LOCA」という。) が発生した場合などに、原子炉を冷却することで、炉心の著しい損傷を防止することが期待されている。

(イ) 原子炉格納施設は、原子炉格納容器とアニュラス部で構成されており、LOCA等が発生した場合に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の放出に対する障壁となる。

原子炉格納容器は、一次冷却施設を格納する容器である。本件原発の場合、原子炉格納容器の本体部は半球形ドームを有する円筒形の炭素鋼製であり、その外側には鉄筋コンクリート造の外部遮へい建屋が設けられている。

5 アニュラス部は、原子炉格納容器の配管等の貫通部の外側に設けられた密閉された空間である。

(ウ) 原子炉格納容器スプレイ設備は、原子炉格納容器内の圧力が上昇した場合、原子炉格納容器内に水を噴霧して圧力の上昇を抑えるための設備である。

10 オ 使用済燃料ピット

15

使用済燃料ピットは、原子炉から取り出された使用済燃料を貯蔵する施設である。使用済燃料ピット水で満たされており（水深は約12m），貯蔵した使用済燃料（長さ約4m）の上端から水面までの深さを確保している。使用済燃料ピット水は、使用済燃料ピット水浄化冷却設備により、継続的に浄化及び冷却されており、水温は、通常約40度以下に保たれている。

(5) 原子力発電所が攻撃された場合の事故態様

原子力発電所が攻撃された場合には、次のとおりの事故態様が想定できる（甲31、審尋の全趣旨）。

20 ア シナリオI－補助電源喪失

第1のシナリオとして、原子力発電所の補助電源全てが破壊された場合を想定できる。福島第一原発の事故とほぼ同じシナリオである。

25

この場合には、電源喪失のため原子炉の冷却ができず、炉心溶融に至り、放射性物質の多くが、溶けて抜け落ちた原子炉容器の底又は格納容器の破損箇所を通して大気中へと放出される。

イ シナリオII－原子炉格納容器破壊

第2のシナリオとして、原子炉格納容器が爆撃され、破損する場合を想定できる。

この場合でも、補助電源の一部がなお健全で、ECCSも必要な機能が温存されており、余熱除却系もほぼ健全であるならば、外部に被害が及ぶ  
5 ような事態にはならない。

他方、原子炉容器の外部にある配管系（一次冷却系）が破損してLOCAが発生し、かつ、ECCSも破壊された場合や、原子炉格納容器への攻撃と併せて電源系統が破壊されたりした場合には、やがて炉心溶融に至り、放射性物質が、すでに破損している原子炉格納容器を通り抜けて、大気中へと放出される。このように、このシナリオの特徴は、炉心溶融後すぐに放射性物質が大気へと放出される点にある。  
10

#### ウ シナリオIII—原子炉の直接破壊

第3のシナリオとして、原子炉格納容器とその内部にある原子炉容器（さらに炉心）が攻撃される場合を想定できる。

この場合の現象の分析は難しく、シナリオIIよりもさらに過酷な事態になるおそれは大きいとしても、それより詳しい分析は容易ではない。  
15

#### (6) 破壊措置命令

自衛隊法82条の3（弾道ミサイル等に対する破壊措置）は、次のとおり定めている。

##### ア 第1項

防衛大臣は、弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。  
20  
25

##### イ 第2項

防衛大臣は、前項に規定するおそれがなくなったと認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、速やかに、同項の命令を解除しなければならない。

#### ウ 第3項

防衛大臣は第1項の場合のほか、事態が急変し同項の内閣総理大臣の承認を得るいとまがなく我が国に向けて弾道ミサイル等が飛来する緊急の場合における我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため、  
5 防衛大臣が作成し、内閣総理大臣の承認を受けた緊急対処要領に従い、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、同項の命令をすることができる。この場合において、防衛大臣は、その命令に係る措置をとるべき期間を定めるものとする。

10

#### エ 第4項

前項の緊急対処要領の作成及び内閣総理大臣の承認に関し必要な事項は、政令で定める。

#### オ 第5項

15

内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による措置がとられたときは、その結果を、速やかに、国会に報告しなければならない。

### 第3 爭点

- 1 本件申立ては不適法か。
- 2 本件原発が北朝鮮によるミサイルでの攻撃（以下「ミサイル攻撃」という。）  
20 を受けた場合に、放射性物質が大量に放出されて債権者的人格権が侵害されることを理由として、本件原発の運転を仮に差し止めることができるか。
  - (1) 本件差止請求の要件と疎明責任
  - (2) 考慮要素
    - ア 北朝鮮が本件原発をミサイルで攻撃する具体的危険があるか。
    - イ 本件原発がミサイル攻撃を受けた場合に、放射性物質の大量放出が生じる具体的危険があるか。

25

ウ 想定される放射性物質の大量放出によって、債権者的人格権が侵害される具体的危険があるか、本件原発の運転の有無によりその危険性に有意な差があるか。

3 保全の必要性があるか。

5 第4 争点に関する当事者の主張

1 争点1（本件申立ては不適法か。）について

(債務者の主張)

債権者は、本件申立ての趣旨において、本件原発につき、自衛隊法82条の3第1項又は第3項による破壊措置命令が失効するまでの運転停止を求めており、仮処分命令の発令及び効力の消滅を、破壊措置命令の発令及び失効の有無に係らしめている。しかし、破壊措置命令の発令及び失効の有無は、防衛上の機密事項であり、明らかにされることが期待できないところ、このように、客観的に確認できず疎明できない事実に、仮処分命令の発令及び効力の消滅を係らしめる点で、本件申立ては不適法である。

15 したがって、本件申立ては速やかに却下されるべきである。

(債権者の主張)

自衛隊法82条の3第1項又は第3項による破壊措置命令の発令及び失効自体は客観的な事実であるところ、これらの事実は間接事実を積み上げることで疎明することが可能であって、破壊措置命令の発令及び失効を直接証拠で疎明できないことをもって、仮処分の申立てが不適法になるとの債務者の主張は、独自の主張というべきである。

20 2 争点2（本件原発が北朝鮮によるミサイル攻撃を受けた場合に、放射性物質が大量に放出されて債権者的人格権が侵害されることを理由として、本件原発の運転を仮に差し止めることができるか。）について

25 (債権者の主張)

(1) 本件差止請求の要件と疎明責任

債権者は、本来的には、人格権侵害の具体的危険があることについての疎明責任を負うところ、原子力発電所の運転の差止めを求めた事案に関する裁判例群（福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定・判例時報2290号90頁など）においては、疎明責任を事実上転換させ、債務者に対し、人格権侵害の具体的危険がないことについての疎明責任を負わせている。そして、  
5 上記福岡高裁宮崎支部の決定では、放射性物質が周辺の環境に放出されるような事故によってその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に居住等する者が差止めを求める場合には、疎明責任が転換されるとされている。

10 これらの裁判例群における判断枠組みに照らせば、本件でも、債権者は、本件原発から80km以内に居住しており、上記のような被害を受けるものと想定される地域に居住しているといえるから、疎明責任は事実上転換されるべきであり、債務者が、本件原発が北朝鮮によるミサイル攻撃を受け、放射性物質が大量に放出されて債権者の人格権が侵害される具体的危険がないことを疎明しなければ、債権者の人格権侵害の具体的危険があると事実上推定されるというべきである。  
15

なお、人格権侵害の具体的危険について、どの程度の危険性の疎明を必要とするかは、権利侵害の性質や大きさとの相関関係で決まるというべきであって、人格権侵害の結果が重大・深刻である場合には、危険性の程度は低くても足りるというべきである。したがって、債権者は、①北朝鮮が、我が国をミサイル攻撃の対象国の1つとして選定することがあり得ること、かつ、  
20 その場合には攻撃場所の1つとして本件原発があり得ること、②現在の国際情勢から、北朝鮮が他国に対するミサイル攻撃を実行することがあり得ること、③仮にミサイル攻撃が実行された場合、本件原発又はその周辺に着弾する可能性があること、④仮にミサイルが本件原発又はその周辺に着弾した場合、債権者の人格権が侵害されることがあり得ることを疎明すれば、人格権  
25

侵害の具体的危険の疎明としては十分というべきである。

## (2) 考慮要素

ア 北朝鮮が本件原発をミサイルで攻撃する具体的危険があるか。

### (ア) 本件原発に対するミサイル攻撃の危険性

現在の国際情勢、特に北朝鮮と我が国及び米国との関係が緊張状態にあることに鑑みれば、北朝鮮が、ミサイル攻撃を実行し、我が国を攻撃対象として選定することもあり得ることである。そして、ミサイルで原子力発電所を攻撃すれば大きな効果があり、現在稼働中の原子力発電所は限られていることから、北朝鮮が稼働中の本件原発をミサイル攻撃の対象として選定する可能性は高いというべきである。そして、その程度は、原子力発電所に求められる安全目標（放射性物質の敷地外への大量放出は100万炉年に1回とされている。）をはるかに超え、政府が破壊措置命令（自衛隊法82条の3第3項又は第1項に基づくもの。）を常時発令するほどのものである。

### (イ) 命中率

北朝鮮は、ミサイルの性能と信頼性を向上させており、韓国の政府担当者や北朝鮮自らの報告によれば、スカッドとノドンのC E P (Circular Error Probability、円形公算誤差) は、7m～190mと考えられ、高い確率で、その狙い通りの場所に命中する。

また、現代戦争、特にミサイル戦争においては、飽和攻撃という戦術（敵の反撃力を予め考慮し、それをはるかに上回る攻撃を短時間のうちに仕掛け、敵に反撃する隙を与えることなく勝利するという戦術）が重視されているところ、北朝鮮は、飽和攻撃が可能な数量のミサイルを保有しており、数発～数十発のミサイルを、短時間のうちに発射してくることも考えられ、各々のミサイルが上記C E Pの範囲内に着弾することから、高い確率で本件原発を直撃するというべきである。

(ウ) 以上によれば、北朝鮮が本件原発をミサイルで攻撃する具体的危険がある。

イ 本件原発がミサイル攻撃を受けた場合に、放射性物質の大量放出が生じる具体的危険があるか。

5 北朝鮮のミサイル攻撃は、戦争行為であって、テロリズムとはその規模や威力において大きな差があるから、故意による大型航空機の衝突やテロリズムによる重大事故等への対策（新規制基準による対策）で対処できるものではない。

10 原子炉建屋周辺にミサイルが着弾した場合には、破壊された設備によって影響の仕方は異なるが、炉心冷却ができなくなることなどによって、炉心溶融に至り、放射性物質が大量に放出される。

15 原子炉格納容器にミサイルが直撃した場合には、原子炉格納容器が破損するのみならず、原子炉格納容器を貫通して内部の主要な冷却設備等が損傷することで、炉心溶融に至るおそれがある。原子炉格納容器が破損しているため、高温・高圧下において、放射性物質が直ちに大量に放出される。

原子炉本体にミサイルが直撃した場合には、放射性物質が大量に放出されることことは明らかである。

いづれの場合でも、本件原発がミサイル攻撃を受けた場合には、放射性物質の大量放出が生じる具体的危険がある。

20 ウ 想定される放射性物質の大量放出によって、債権者的人格権が侵害される具体的危険があるか、本件原発の運転の有無によりその危険性に有意な差があるか。

25 福島第一原発事故では、電源喪失によって炉心が溶融したことにより、放射性物質が放出されたところ、本件原発においても、福島第一原発1号機から3号機までの3基分の総放出量（77万テラベクレル）が放出されると仮定した場合の拡散シミュレーションによれば、本件原発から約90

k m離れた地点における被ばく線量は10ミリシーベルト／週となる。これは当然に避難対象となる被ばく線量であるから、債権者的人格権（債権者の生命、身体、健康及び平穏生活権）に深刻な被害を与えるものである。なお、原子炉格納容器の破壊又は原子炉本体の直接破壊の場合には、上記の拡散シミュレーションを超える放射性物質が放出され、より深刻な被害を与えることになる。

本件原発がミサイル攻撃を受けた場合には、停止中でも運転中でも危険であるが、停止中であれば、核反応は起きておらず、さらに冷却されなければ、原子炉を開放することも可能になる。これに対し、運転中の場合には、高温・高圧で核反応を継続しており、ミサイル攻撃を受けた状況下では冷却するのも困難であるから、放射性物質が大量に放出される危険性が有意に高く、債権者的人格権（債権者の生命、身体、健康及び平穏生活権）が被害を受ける程度も有意に高いといるべきである。

#### (債務者の主張)

##### (1) 本件差止請求の要件と疎明責任

人格権に基づく差止請求は、相手方の行動の自由を直接制約するものであるから、人格権の侵害による被害の危険が切迫しており、かつ、その侵害により回復し難い重大な損害が生じることが明らかであって、その損害が相手方の被る不利益よりもはるかに大きな場合で、しかも、他に代替手段がなく、差止めが唯一最終の手段であることを要するものとされている（大阪地裁平成5年12月24日判決・判例時報1480号25頁参照）。

本件では、債権者は、人格権侵害による被害の危険の切迫性の要件として、①北朝鮮が本件原発をミサイル攻撃の対象として選定し、このミサイル攻撃を実行する具体的かつ現実的な危険が切迫していること、②仮にミサイル攻撃が実行された場合に、本件原発に命中する蓋然性が高いこと、③仮にミサイルが命中した場合に、本件原発のどの設備にどのような被害が発生し、そ

の結果、どのような人格権侵害があるかについて、疎明責任を負うべきである。

債権者は、ミサイル攻撃の抽象的可能性を指摘しているに過ぎず、これをもって、人格権侵害の具体的危険が疎明されたとはいえないというべきである。  
5

## (2) 考慮要素

ア 北朝鮮が本件原発をミサイルで攻撃する具体的危険があるか。

### (ア) 本件原発に対するミサイル攻撃の危険性

北朝鮮がミサイル攻撃をしてくるかは不明であるし、仮に北朝鮮がミサイル攻撃をしたとしても、我が国が狙われるか、本件原発がその対象となるかも不明である。また、政府は、現時点において、国際情勢等を総合的に判断して、「武力攻撃事態」（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律2条2号）や「武力攻撃予測事態」（同条3号）を認定するには至  
10 つておらず、北朝鮮によるミサイル攻撃が切迫しているともいえない。

したがって、北朝鮮が本件原発をミサイル攻撃の対象として選定し、そのミサイル攻撃を実行する具体的かつ現実的な危険が切迫しているとはいえない。  
15

### (イ) 命中率

米国の戦略国際問題研究所（Center for Strategic and International Studies）による北朝鮮のミサイル情報に関する資料によれば、スカッドのCEPは3000m、ノドンのCEPは2000mとされている。本件原発の原子炉格納容器を囲む外部遮へい建屋、使用済み燃料ポットのある燃料取扱建屋、中央制御室のある補助一般建屋及び海水ポンプ室等は半径200mの円に収まるところ、上記CEPを踏まえると、スカッドがこの円内に命中する確率は0.31%であり、ノ  
20  
25

ドンがこの円内に命中する確率は0.69%である。したがって、仮に本件原発に向けてミサイル攻撃がされたとしても、命中する確率は非常に低い。

イ 本件原発がミサイル攻撃を受けた場合に、放射性物質の大量放出が生じる具体的危険があるか。

原子炉建屋周辺にミサイルが着弾した場合であっても、本件原発では、福島第一原発事故を契機に制定された新規制基準を踏まえ、重大事故等対処施設を設置するなど、安全性を向上させており、万一、全交流電源を喪失した場合でも、炉心を継続的に冷却し、炉心の著しい損傷を防止できることから、容易に炉心溶融に至ることはなく、放射性物質の大量放出を確実に防止できる。

原子炉格納容器にミサイルが直撃した場合であっても、外部遮へい建屋の壁や原子炉格納容器の壁等の多重の障壁によって、内部の主要な冷却設備等が損傷しない可能性もあるし、損傷したとしても、その程度が限定的

でECCSが健全であれば、炉心の冷却を継続し、放射性物質の大量放出を防止できる。

原子炉本体にミサイルが直撃した場合であっても、原子炉容器自体が非常に堅固な設備であるから、原子炉容器に至るまでの多重の障壁の効果と相まって、破壊が限定的なものにとどまる可能性もあり、その程度が冷却を継続できるものであれば、放射性物質の大量放出を防止できる。

以上のとおり、いずれの場合であっても、本件原発がミサイル攻撃を受けた場合に、放射性物質の大量放出が生じる具体的危険があるとはいえない。

ウ 想定される放射性物質の大量放出によって、債権者の人格権が侵害される具体的危険があるか、本件原発の運転の有無によりその危険性に有意な差があるか。

本件原発と福島第一原発とでは、立地条件、設備の仕様、構造等は大きく異なるし、本件原発では、安全確保のための対策を強化し、安全性向上のための対策を充実させているから、本件原発において、福島第一原発事故と同程度の放射性物質の放出が起こるとはいえない。

5 3 争点3（保全の必要性があるか。）について

（債権者の主張）

北朝鮮が本件原発をミサイル攻撃する危険性が現実のものとなっているのであるから、直ちにできる対策は本件原発の運転を停止することしかない。保全の必要性があることは明らかである。

10 （債務者の主張）

争う。

第5 当裁判所の判断

1 争点1（本件申立ては不適法か。）について

破壊措置命令の発令等の事実は、いずれも疎明が不可能であるとはいえないから、これらの事実に仮処分命令の発令及び効力の消滅を係らしめていることをもって、本件申立てが不適法ということはできない。

2 認定事実等

前記第2の2の前提事実に加え、後掲の各疎明資料等によれば、次の事実等が認められる。

20 (1) ミサイル攻撃への対応に関する現行法制度

ア 我が国を取り巻く安全保障環境について、冷戦終結後10年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態が起こる可能性は低下しているものの、ミサイルの拡散の進展等の新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっているとの状況認識を踏まえ、我が国に対する外部からの武力攻撃に際し、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つための法整備として、平成15年6月に、武力攻

撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（なお、成立当時の題名は「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」であり、以下「事態対処法」という。）が成立し、さらに、この法律を受けて、平成16年6月に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が成立した（乙7）。

イ 事態対処法は、武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。以下同じ。）が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態を「武力攻撃事態」と定義し（同法2条1号、2号），武力攻撃事態には至ってはいないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態を「武力攻撃予測事態」と定義し（同条3号），これらを総称して「武力攻撃事態等」と定義している（同法1条、他に存立危機事態が定義されている。）。国民保護法でも、これらの定義は、事態対処法に規定する用語の意義によるとされている（国民保護法2条1項）。

政府は、武力攻撃事態等に至ったときは、その対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定め、内閣総理大臣は、閣議決定を経てこれを公示してその周知を図るなどする（事態対処法9条）。対処基本方針には、事態の経緯、事態が武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は存立危機事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実を定める（同条1項、2項1号イ）。政府は、これらの事態の認定に当たっては、国際情勢、相手方の意図、攻撃の手段及び態様、軍事的行動などを総合的に勘案して判断する（乙4、乙32）。

ウ ミサイル攻撃への対処の概要は、次のとおりである。

(ア) 武力攻撃事態に至ったときは、政府は、その認定をし（事態対処法9条），内閣総理大臣は、我が国を防衛するため必要があると認める場合

には、自衛隊の出動（防衛出動）を命ずることができる（自衛隊法 76 条1項）。そのため、ミサイルが現実に発射される前でも、その飛来のおそれが認められる場合において、それが我が国への攻撃の意図と相まって、武力攻撃発生の明確な危険が切迫していると認められる場合、又は、既に武力攻撃に着手していると認められる場合には、政府は、武力攻撃事態を認定し、内閣総理大臣は、防衛出動を命ずることができる。そして、防衛出動の対象国から発射されたミサイルが我が国に向けて飛来する場合には、自衛隊は、防衛出動の枠組みで対処することとなる。

また、武力攻撃予測事態に至ったときは、政府は、その認定をし（事態対処法 9 条）、防衛大臣は、これに対処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊に対し出動待機命令を発することができる（自衛隊法 77 条）。

(イ) 他方、前記第2の2(6)のとおり、防衛大臣は、一定の要件の下で、自衛隊の部隊に対し、我が国に向けて現に飛来するミサイル等を我が国領域又は公海の上空において破壊する措置をとるべき旨を命じができる（自衛隊法 82 条の3第1項、3項）。同条の破壊措置命令は、政府が、ミサイルの発射から到達までの極めて短時間のうちに、それが武力攻撃なのか事故・誤射なのかなどの判断をするのはおよそ不可能であり、防衛出動では対応できない場合について、国民の人命又は財産に対する被害を防止するため、自衛隊が、我が国に飛来するミサイルを破壊することができるようとしたものである。同条1項が適用される場合としては、国際情勢（ある国を中心とした情勢の緊張）、ある国によるミサイル発射に係る示唆、ミサイル部隊を含む各種部隊の活動などの軍事的動向等の情報等を総合的に分析し、我が国にミサイル等が飛来するおそれがあるとの判断に至った場合が想定されると解されている。同条3項が適用される場合として、閣議決定では、外国においてミサイルが發

射された疑いがあり、又は発射されるおそれがあると認める場合であつて、その時点では、発射の目的、その能力等が明らかでないため、当該ミサイルが我が国に飛来するおそれがあるとまでは認められない場合が挙げられ（甲103），①ミサイルの発射演習、訓練又は実験を行う場合で、防衛大臣が警戒監視を強化する必要があると判断する場合、②ミサイルの発射に係る情報はないが、ある国の国際情勢（内乱、崩壊の兆し等）等を踏まえ、防衛大臣が警戒監視を強化する必要があると判断する場合等が想定されると解されている。

((ア)及び(イ)につき、甲103、乙32、乙33)

## (2) 原子力発電所の停止に関する現行法制度

### ア 事態対処法、国民保護法等による規制

原子炉等規制法は、原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うことを目的としているが（同法1条），武力攻撃を想定した規制を目的とはしておらず、ミサイルによる攻撃に対しては、以下のとおり、事態対処法、国民保護法等によって対処することとされている。

### イ 対策本部の設置

内閣総理大臣は、対処基本方針が定められたときは、内閣に事態対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、自らを対策本部長とする（事態対処法10条1項、11条1項）。対策本部は、指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置を推進する事務を所掌し（国民保護法24条），武力攻撃災害（武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。以下同じ。）による被害の状況に関する情報等の収集及び分析を行い、国民保護措置の総合的な推進を図る（乙7）。

### ウ 原子力発電所の運転停止

政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に關し、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。乙7）を定めている（国民保護法32条参照）。そして、基本指針に基づき、指定行政機関である原子力規制委員会は「原子力規制委員会国民保護計画」（乙8）を（同法33条、同法2条1項、事態対処法2条5号、同法施行令1条），福井県は「福井県国民保護計画」（乙9）を（国民保護法34条），指定公共機関である債務者は「国民保護業務計画」（乙10）を（国民保護法36条、事態対処法2条7号、同法施行令3条37号イ），それぞれ国民保護計画として定めている。国民保護法及び基本指針等における原子力発電所の停止の規定等は、次のとおりである。

10 (ア) 対策本部

対策本部長は、ミサイルによる攻撃等の武力攻撃事態等が発生し、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるとときは、①武力攻撃事態等の現状及び予測、②武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域等を内容として、その決定により、原則として文書をもって警報を発令する（国民保護法44条1項、2項）（乙7、乙9）。

15 (イ) 原子力規制委員会

原子力規制委員会は、武力攻撃事態等において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉に係る武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、原子力発電事業者に対し、原子力発電所の使用停止、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の所在場所の変更その他当該核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉に係る武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずること

とができる（国民保護法106条）。

これを受け、基本指針及び「原子力規制委員会国民保護計画」では、原子力規制委員会は、武力攻撃事態においては、警報の発令の対象となつた地域内に発電用原子炉を設置する原子力事業者に対し、直ちに原子炉の運転停止を命令し、地域を定めずに警報が発令されたときは、状況に応じ、脅威の程度、内容等を判断し、必要と認める発電用原子炉の運転停止を命令するものとされている。また、原子力規制委員会は、武力攻撃予測事態においても、状況に応じ、必要と認める発電用原子炉の運転停止を命令するものとされている。そして、武力攻撃事態において発出された警報が解除されたときその他使用停止命令を維持する必要がなくなったときは、使用停止命令を直ちに解除するものとされている。

（同法51条、乙7、乙8）

(ウ) 福井県

福井県知事は、対策本部長が警報を発令したときは、総務大臣を経由してその通知を受けることとされている。

福井県知事は、武力攻撃事態等において特に必要があると認めるときは、県警察本部及び敦賀海上保安部長その他関係機関の意見を聴いて、原子力発電所長等生活関連等施設の管理者に対し、警備の強化、防護施設の改善等、必要な措置を講ずるよう要請する。県警察本部、敦賀海上保安部長、関係市町その他関係機関に対し、原子力発電所の警備について、原子力防災管理者と連携をとりながら、十分な対策を講ずるよう要請する。

また、福井県知事は、武力攻撃に伴い、原子力発電所から放射性物質等の放出等による周辺環境への被害が発生し又は発生するおそれがある場合で、緊急に必要があると認められるときは、国を通じて又は直接に、原子力事業者に対し、原子炉の運転停止等適切な措置を講ずることを要

請する。 (乙9)

(エ) 債務者

債務者は、武力攻撃事態等においては、次のような措置を講ずる (乙10)。

① 武力攻撃事態等において、地域を定めて警報が発令された場合には、対象地域内にある原子力発電所は、直ちに代替電力の確保について関係箇所との調整をするなど、原子炉の運転停止に向けての必要な措置を講ずる。地域を定めずに警報が発令された場合は、すべての原子力発電所において、直ちに原子炉の運転停止に向けての必要な措置を講ずる。

② 武力攻撃事態等において、原子力規制委員会から原子炉の運転停止命令が発令された場合には、原子炉の運転を停止する。

また、福井県知事から運転停止等適切な措置の要請を受けた場合は、原子炉の運転停止に向けて必要な措置（国との調整など）を講ずる。

③ 突発的に武力攻撃が発生した場合等、特に緊急を要する場合は、武力攻撃事態等の認定、警報の発令、運転停止命令又は福井県知事からの運転停止等適切な措置の要請等に関係なく、平時における緊急時対応マニュアル等に基づき、自らの判断により、直ちに原子炉の運転を停止する。

(3) 北朝鮮によるミサイル発射実験等

ア 北朝鮮が保有・開発するミサイル

北朝鮮が保有・開発するミサイルのうち、我が国の一帯がその射程に入る可能性があるとされるものは、主に次のとおりである（甲119）。

(ア) スカッド

射程は1000kmに達するとみられており、我が国の一帯が射程に

入る可能性がある。

(イ) ノドン

射程は1300kmに達するとみられており、我が国のはほぼ全域が射程に入る可能性がある。また、軽量化により射程が1500kmに達するものの存在が確認されている。  
5

(ウ) ムスダン

射程は約2500kmないし4000kmに達するとの指摘があり、  
我が国全域に加え、米領グアムが射程に入る可能性が指摘されている。  
さらに、北朝鮮は、ムスダンの技術を基に大陸間ミサイル（ICBM）  
10を開発中とも指摘されている。

(エ) テポドン

テポドンは、スカッド及びノドンの技術を基に開発されたとされている。テポドン1は、ノドンを1段目、スカッドを2段目に利用した2段式の液体燃料推進方式のミサイルで、射程は約1500km以上と考えられている。テポドン2は、テポドン1を改良開発したものであり、射程は約6000kmないし1万km以上にまで及ぶ可能性があるとみられている。  
15

イ 北朝鮮によるミサイル発射実験

北朝鮮は、平成28年2月頃から、ミサイル発射実験を繰り返している。

平成29年2月から同年9月までにおけるミサイル発射実験は、次のとおりであり、北朝鮮は、同年11月29日にも、ミサイル発射実験をした。  
20

(甲80の1～6、甲81の1～12、甲87の1～4、甲113、甲119、甲120)

【日付】 【推定される弾種／数】 【発射場所】 【飛翔距離】

2月12日 新型ミサイル／1発 亀城付近 約500km  
25

3月6日 スカッド／4発 東倉里付近 約1000km

	同月 22 日	分析中／1 発	元山付近	失敗と推定
5	4月 5 日	分析中／1 発	新浦付近	約 60 km
	同月 16 日	分析中／1 発	新浦付近	失敗と推定
	同月 29 日	分析中／1 発	北倉付近	失敗と推定
10	5月 14 日	新型ミサイル／1 発	亀城付近	約 800 km
	同月 21 日	新型ミサイル／1 発	北倉付近	約 500 km
	同月 29 日	新型ミサイル／1 発	元山付近	約 400 km
	7月 4 日	新型ミサイル／1 発	亀城付近	約 900 km
	同月 28 日	新型ミサイル／1 発	舞坪里付近	約 1000 km
	8月 26 日	分析中／3 発	旗対嶺付近	約 250 km
	同月 29 日	新型ミサイル／1 発	順安付近	約 2700 km
	9月 15 日	新型ミサイル／1 発	順安付近	約 3700 km

(4) ミサイル攻撃についての我が国の対応状況

ア 内閣総理大臣は、参議院議員からの「九電川内原発を始めとした我が国  
15 の運転停止中の原発再稼動に係る『安全』及び原発事故発生後における  
政府の『責任』に関する質問」に対して、平成 26 年 11 月 25 日、  
20 「弾道ミサイル等の移転・拡散・性能向上に係る問題は、我が国や国際  
社会にとっての大きな脅威となっており、特に、北朝鮮の核・弾道ミサ  
イル開発は、我が国に対するミサイル攻撃の示唆等の挑発的言動とあ  
まって、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっていると  
認識している。政府としては、国民の生命・財産を守るために、平素より、  
弾道ミサイル発射を含む様々な事態を想定し、関係機関が連携して各種  
のシミュレーションや訓練を行っているところである。」と答弁した  
(甲 13)。

イ 福井県は、「国民保護計画（平成 26 年 11 月修正版）」において、福  
井県には、さまざまな種類の原子力発電所が 15 基集中して立地してい

るところ、このような地域的特性及び現在の国際情勢を考慮するならば、ミサイル攻撃等の原子力発電所を目標にした武力攻撃の可能性を無視することはできない、また、ミサイル攻撃の攻撃目標の事前特定は困難であり、技術的な理由からミサイルが目標となる施設に命中する確率は低いものの、着弾する可能性も否定できないとしている（乙9）。

ウ 朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、中日新聞及び日本経済新聞は、平成28年8月9日、防衛大臣が、同月8日に、北朝鮮のミサイル発射に備え、自衛隊にミサイル破壊措置命令を出し、その期間は当面3か月とし、その後の更新を予定していると報じた。また、東京新聞は、平成29年2月13日、産経新聞は、同年4月25日、破壊措置命令が継続中であるとそれぞれ報じた。

他方で、防衛大臣は、平成28年9月14日の参議院外交防衛委員会（第191回国会閉会後）において、新聞各社による上記発令した旨の報道に関する事実関係について、手の内を明らかにするおそれがあるため、破壊措置命令発出の有無等、自衛隊の具体的な対応を明らかにすることは差し控える旨回答した。

（甲14の2・6・9・14・15・18・20・21・23、乙2）

エ 東京都は、平成30年1月22日、都心部において、ミサイルが発射されたことを想定した住民の避難訓練を開催した（甲135）。

オ 政府は、北朝鮮によるミサイルの発射に関し、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は存立危機事態であることの認定をしていない（審尋の全趣旨）。

3 爭点2（本件原発が北朝鮮によるミサイル攻撃を受けた場合に、放射性物質が大量に放出されて債権者的人格権が侵害されることを理由として、本件原発の運転を仮に差し止めることができるか。）について

（1）本件差止請求の要件と疎明責任について

本件の被保全権利は、債権者的人格権（債権者の生命、身体、健康及び平穏生活権）に基づく妨害予防請求権である。一般に、実体的権利に基づく妨害予防請求権が認められるためには、少なくとも、当該実体的権利が違法に侵害される高度の蓋然性が認められることが必要であり、債権者において、これについて主張、疎明責任を負うと解される。

本件では、債権者は、本件原発の設置や平常時における運転の危険性は問題とせず、北朝鮮によるミサイル攻撃を受けることに起因する本件原発の危険性のみを主張するところ、その判断のためには、前記第3の争点2において考慮要素として提示した各具体的危険があることがいずれも一応認められる必要がある。

そして、疎明責任については、債権者が、北朝鮮によるミサイル攻撃のような他国からの武力攻撃という特別な事態が生じ得ることを理由に、債務者による本件原発の運転が違法であり、債権者的人格権が近い将来侵害されるおそれがあるとして、妨害予防請求権に基づく差止めを求めるのであるから、債権者において、少なくとも、近い将来特別な事態が生じ得ること、即ち、考慮要素のうち、北朝鮮が本件原発をミサイル攻撃する具体的危険があることを疎明する必要があると解するのが相当である。なお、発電用原子炉施設の設置主体である事業者が、北朝鮮からのミサイル攻撃のような他国からの武力攻撃に関しては、専門的技術的知見及び資料を十分に保持しているとは認められないことに照らしても、北朝鮮からのミサイル攻撃の危険性に関し、債権者の主張するような疎明責任の転換あるいは債権者的人格権侵害があるとの事実上の推定が認められたり、債権者の疎明責任が軽減されたりすると解することはできない。

(2) そこで、近い将来、本件原発が北朝鮮によるミサイル攻撃を受ける具体的な危険があるといえるかについて検討する。

ア 北朝鮮によるミサイル攻撃を含め、我が国に対する外部からの武力攻撃

がどの程度具体的に想定される場合に、原子力発電所の運転を停止させるべきかについて、上記2(1)及び(2)の我が国における法制度等によると、原子力発電所は、①政府が武力攻撃事態に至っていると判断した場合には、当該原子力発電所が警報の発令の対象地域内であるときは直ちに、  
5 地域を定めずに警報が発令されたときは状況及び必要に応じて、原子力規制委員会によって運転停止が命じられ、②政府が武力攻撃予測事態に至っていると判断した場合においては、状況及び必要に応じて、原子力規制委員会によって運転停止を命じられるとしているのであり、③武力攻撃予測事態に至っていない場合には、突発的に武力攻撃が発生した場合等、特に緊急を要するときに、事業者の自主判断により、原子力発電所の運転停止を検討し得るにとどまるとしている。

10 このように、政府による判断と原子力発電所の運転停止との関係についてみると、我が国の法制度では、少なくとも武力攻撃予測事態に至って初めて、運転停止命令が検討されるところ、このような法律等に基づく対処の枠組みは、電力の安定的な供給や事業者による原子力発電施設を利用した事業運営を図りつつ、武力攻撃による放射性物質の放出から国民の安全の確保を図るという点で、合理的であり、本件原発が北朝鮮によるミサイル攻撃を受ける具体的危険があるか否かを検討するに当たつて参考になる。

15 イ そして、このような意味で具体的危険があるか否かを判断するに当たっては、国際情勢や軍事力等に関する各種の情報を基に、総合的に分析・評価することになり、これは、外交・防衛に関する高度に専門的な判断とならざるを得ないところ、政府は、北朝鮮のミサイル開発等は、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威であるとの認識を示してはいるものの（上記2(4)ア、甲89の5），現時点において、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態のいずれも認定していない（上記2(4)オ）。

また、上記2(3)ア及びイのとおり、北朝鮮が我が国を射程に收めるミサイルを保有・開発し、ミサイルの発射実験を繰り返していることが認められるが、北朝鮮が、近い将来に他国をミサイルで攻撃するかどうか、我が国をミサイル攻撃するかどうか、ミサイル攻撃をする場合に本件原発を狙うかどうか、本件原発を狙った場合にそれが本件原発付近に着弾するかどうかは、上記の事実や本件の疎明資料では、いずれも明らかでないと言わざるを得ず、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態に相当する状況にあると認めるることもできない。

(3) これに対し、債権者は、ミサイル攻撃の特殊性（発射後短時間で着弾すること、事前の予知が困難であること等）を踏まえて、武力攻撃事態等に至らない場合であっても、政府が破壊措置命令（自衛隊法82条の3第3項又は第1項に基づくもの。）を常時発令している事実に照らせば、他国から急にミサイル攻撃されるおそれがあると主張する。

しかし、仮に、現時点において破壊措置命令が発令されているとしても、上記2(1)ウイのとおり、自衛隊法82条の3第1項の破壊措置命令は我が国にミサイル等が飛来するおそれがあるときに、同条3項の破壊措置命令はミサイル等が我が国に飛来するおそれがあるとまでは認められない場合のうち一定の場合に、それぞれ発令され得るものであるところ、そこでいう我が国にミサイル等が飛来するおそれがある場合とは、武力攻撃の具体的危険を前提としているとはいえない上、その対象としても本件原発又はその周辺に飛来するおそれを前提とするものでもないから、破壊措置命令が発令されてことから直ちに、北朝鮮が本件原発をミサイル攻撃する具体的危険があるということはできない。

したがって、債権者の上記主張は採用できず、他に上記具体的危険を一応認めるに足りる疎明資料もない。

(4) 以上によれば、北朝鮮が本件原発をミサイル攻撃する具体的危険があるこ

とについて、疎明されたとはいえない。

## 第6 結論

よって、本件申立ては、その余の点について判断するまでもなく、被保全権利が認められず、理由がないから、これを却下することとし、主文のとおり  
5 決定する。

平成30年3月30日

大阪地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 森 純子

10

裁判官 谷 口 哲 也

裁判官 黒 木 宏 太

こ れ は 正 本 で あ る 。

平成30年3月30日

大阪地方裁判所第1民事部

裁判所書記官 ト 藏 優

